

# 横須賀市報

号外第4号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目 次

### 条 例

◇横須賀市市税条例の一部改正……………	1
◇特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正……………	2
◇保育園条例中一部改正……………	4
◇福祉援護センター条例中一部改正……………	5
◇火災予防条例中一部改正……………	”

◇市立学校の授業料等に関する条例中一部改正……………	”
規 則	
◇保育園条例施行規則中一部改正……………	”
◇教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則中一部改正……………	7
◇福祉援護センター条例施行規則中一部改正……………	8
◇市立幼稚園の保育料に関する規則廃止……………	”
告 示	
◇令和元年度横須賀市一般会計補正予算(第1号)について……………	”

## 本号で公布された条例のあらまし

### ○横須賀市市税条例の一部を改正する条例(条例第3号)

- 1 地方税法の改正に伴い、軽自動車税の種別割に係る軽減措置を設ける。
- 2 施行期日 令和元年10月1日

### ○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第4号)

- 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、特定教育・保育施設において食事を提供した場合に費用を徴収することとする。
- 2 施行期日 令和元年10月1日

### ○保育園条例の一部を改正する条例(条例第5号)

- 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、市立保育園で3歳以上小学校就学前の子どもに昼食を提供した場合にその費用を徴収することとする。
- 2 施行期日 令和元年10月1日

### ○福祉援護センター条例の一部を改正する条例(条例第6号)

- 1 施設デイサービス事業を廃止する。
- 2 生活介護等の事業について、自立訓練を廃止し、就労定着支援を追加する。
- 3 日中一時支援事業の対象者を知的障害者に限定する。
- 4 福祉援護センターの使用時間を改める。
- 5 施行期日 令和2年4月1日

### ○火災予防条例の一部を改正する条例(条例第7号)

- 1 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置を免除する規定を改める。
- 2 工業標準化法の改正に伴い、所要の条文整備を行う。
- 3 施行期日 公布の日(令和元年6月28日)。ただし、2については、令和元年7月1日

### ○市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例(条例第8号)

- 1 子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、幼稚園に係る保育料を徴収しないこととする。
- 2 施行期日 令和元年10月1日

## 条 例

横須賀市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和元年6月28日

横須賀市長 上地 克明

### 横須賀市条例第3号

#### 横須賀市市税条例の一部を改正する条例

横須賀市市税条例(昭和46年横須賀市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項前段及び第2項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改める。

附則第29項及び第30項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第37項表以外の部分、第38項表以外の部分及び第39項表以外の部分中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第46項を附則第49項とし、附則第45項を附則第48項とす

る。  
附則第44項中「平成35年度」を「令和5年度」に改め、同項を附則第47項とする。

附則中第43項を第46項とし、第40項から第42項までを3項ずつ繰り下げ、第39項の次に次の3項を加える。

40 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第23条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、第37項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

41 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以

上のものに対する第23条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、第38項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 42 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第23条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、第39項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

~~~~~  
 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

横須賀市長 上 地 克 明

#### 横須賀市条例第4号

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年横須賀市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第2条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「の規定において」を「において」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条第15号を同条第20号とし、同条第14号を同条第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条第12号を同条第17号とし、同号の前に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」

を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に改め、「利用者負担額（」の次に「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての」を加え、「（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第13条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）

57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者において、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」

を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条の見出し中「施設型給付費等」を「施設型給付費」に改め、同条第1項中「施設型給付費等（法第27条第1項に規定する）」を「施設型給付費（法第27条第1項の）」に改め、「及び法第28条第1項に規定する特例施設型給付費」を削り、「及び第34条第2項第6号」を「、第19条及び第36条第3項」に、「支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費等」を「教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「当該支給認定子どもの保護者」を「当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書並びに第24条（見出しを含む。）中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第25条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「当該支給認定子ども」を「当該教育・保育給付認定子ども」に改める。

第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「当該支給認定子どもの保護者」を「当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「当該支給認定子ども」を「当該教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「当該支給認定子ども」を「当該教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「に規定する提供した」を「の規定による」に改め、「に係る必要な事項」を削り、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 法第27条第1項に規定する施設型給付費及び法第28条第1項に規定する特例施設型給付費の請求に係る記録

第35条第1項中「この条」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項前段中「には特別利用保育を」の次に「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれを加え、」を「本章」を「前節」に改め、同項後段中「支給認定子ども」を

「教育・保育給付認定子ども」に、「総数」とするを「総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項前段中「含むものとして、本章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節」に改め、同項後段中「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用保育を受ける者を除く」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあっては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数」を「（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては」に、「、その利用定員の数を6人以上19人」を「6人以上19人」に、「附則第6項」を「附則第4項」に、「、その利用定員の数を6人以上10人」を「6人以上10人」に、「、その利用定員の数を1人」を「1人」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども（」を「満3歳未満保育認定子ども（」に、「支給認定子どもにあっては」を「満3歳未満保育認定子どもにあっては」に、「当該支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項及び第2項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る

特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

第43条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第4号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項及び第6項本文中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「に規定する提供した」を「の規定による」に改め、「に係る必要な事項」を削り、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条を次のように改める。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第30条第3項)とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条)と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「当該特定利用地域型保育」を「、当該特定利用地域型保育」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。))を含む。次条第3項において同じ。(第50条において準用する第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及

び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども(」を「教育・保育給付認定子ども(」に、「当該特別利用地域型保育」を「、当該特別利用地域型保育」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」とする。

附則第2項を次のように改める。

(特定保育所に関する特例)

2 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合には、満3歳未満保育認定子どもとあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。)」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市長の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

附則第4項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とし、附則第7項を附則第5項とし、附則第8項を附則第6項とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

~~~~~  
保育園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第5号**

保育園条例の一部を改正する条例

保育園条例（昭和26年横須賀市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第164号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第9条第1項第1号中「第1条各号」を「第1条の5各号」に改める。

第12条第2項中「子ども・子育て支援法第20条第1項に規定する認定を受けている児童のうち市長が認めるものに係るもの」を「特別利用保育を受けている児童が、第5項に規定する保育時間として定められた利用日及び利用時間帯以外の日及び時間に受ける一時保育」に改める。

第14条第5項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 昼食及び間食（第3条第2号に掲げる事業において、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（同法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下この号において同じ。）に該当する教育・保育給付認定子ども（同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。）に提供した場合及び第3条第3号に掲げる事業において、3歳以上の小学校就学前子どもに提供した場合に限る。） 月額6,000円の範囲内において規則で定める額

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

福祉援護センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第6号**

福祉援護センター条例の一部を改正する条例

福祉援護センター条例（平成23年横須賀市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、同条第12項に規定する自立訓練」を削り、「及び同条第14項」を「、同条第14項」に改め、「就労継続支援」の次に「及び同条第15項に規定する就労定着支援」を加え、同条第3号中「又は知的障害児（以下「知的障害児者」という。）」を削り、同条第4号を削る。

第9条第2号イ中「知的障害児者」を「知的障害者若しくは知的障害児」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 日中一時支援事業 法第21条第1項に規定する障害支援区分の認定を受けた者

第9条第4号を削る。

第10条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第11条を次のように改める。

（使用時間）

第11条 センターの使用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業に係るセンターの使用時間は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 生活介護 午前9時から午後7時まで  
 (2) 日中一時支援事業 午前7時30分から午後7時まで

第13条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 日中一時支援事業 別表に定める額

第13条第2項第3号を削る。

別表第2及び別表第3を削り、別表第1中「（第13条第2項第2号関係）」を「（第13条第2項関係）」に改め、同表を別表とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第7号**

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（平成28年横須賀市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第45条第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が一種」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第43条第1項又は前条第1項に規定する住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第25条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第8号**

市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

市立学校の授業料等に関する条例（昭和32年横須賀市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「25,700円の範囲内において規則で定める額」を「零」に改める。

第3条第1項本文中「徴収し、保育料は、同条第2項第1号に規定する額を月ごとに」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。  
 2 改正後の市立学校の授業料等に関する条例の規定は、令和元年10月以降の月分の保育料について適用し、同年9月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

**規 則**

**横須賀市規則第13号**

保育園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月28日

横須賀市長 上 地 克 明

保育園条例施行規則の一部を改正する規則

保育園条例施行規則（昭和28年横須賀市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第6条の見出しを「（保育料等の額）」に改め、同条第1項中「定める額」の次に「のうち、条例第3条第2号に掲げる保育に係る保育料の額」を加え、同条第2項中「別表」を「別表第1」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 条例第14条第2項に規定する規則で定める額のうち、特別利用保育に係る保育料の額は、零とする。

第6条に次の1項を加える。

- 4 条例第14条第5項第3号に規定する規則で定める額は、別表第2に掲げる階層の区分に応じ、同表の費用額（月額）の

欄に掲げる額とする。

第8条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

(保育料等の減免)

第9条 条例第15条に規定する納付の資力がないと認める者その他特別の理由があると認める者は、次の各号に掲げる保育料等の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

(1) 条例第14条第1項に規定する一般一時保育に係る保育料、同条第4項に規定する延長保育及び特例一時保育に係る保育料並びに同条第5項第1号に掲げる昼食及び同項第2号に掲げる間食に係る費用 別表第2の階層区分の欄に掲げるAの階層又はBの階層に該当する者

(2) 条例第14条第5項第4号に掲げる便宜に係る費用のうち、日用品、文房具その他の特定教育・保育(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。)に必要な物品の購入及び特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 別表第2の階層区分の欄に掲げるAの階層に該当する者

(3) 前2号に掲げる保育料及び費用その他の保育料等であって市長が必要と認めるもの 市長が必要と認める者

2 前項各号に掲げる保育料又は費用の減免割合は、同項第1号及び第2号に掲げる保育料及び費用にあっては10割(同号に掲げる費用にあっては、月額2,500円を限度とする。)とし、同項第3号に掲げる保育料等にあっては市長が別に定める割合とする。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(月の中途の入園及び退園)

第7条 前条第4項の規定にかかわらず、児童が、月の中途において入園し、又は退園したときの当該月に係る条例第14条第5項第3号に規定する規則で定める額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 月の中途において入園した場合 当該月の前条第4項の規定による額に、当該月の入園日からの開園日数(当該日数が25を超える場合にあっては、25)を乗じた額を25で除して得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)

(2) 月の中途において退園した場合 当該月の前条第4項の規定による額に、当該月の退園日の前日までの開園日数(当該日数が25を超える場合にあっては、25)を乗じた額を25で除して得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)

別表中「(第6条第2項関係)」を「(第6条第3項関係)」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第6条第4項、第9条第1項関係)

1 横須賀市立田浦保育園以外の保育園

階層区分		費用額(月額)	
		第1子及び第2子	第3子以降の子ども
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び里親である教育・保育給付認定保護者	円 1,500	円 1,500
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	1,500	1,500
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の均等割の課税世帯であって、所得割が非課税の世帯	1,500	1,500
D1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	57,700円未満	1,500
D2		57,700円以上	6,000

2 横須賀市立田浦保育園

階層区分		費用額(月額)	
		第1子及び第2子	第3子以降の子ども
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び里親である教育・保育給付認定保護者	円 0	円 0
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	0	0
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の均等割の課税世帯であって、所得割が非課税の世帯	0	0
D1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	57,700円未満	0
D2		57,700円以上	4,500

備考

- 第3子以降の子どもとは、同一の世帯に属する負担額算定基準子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。)のうち、最年長者及び2番目の年長者である者以外の者をいう。
- 当該年度分とは、4月から8月までの利用にあっては当該利用に係る月の属する年度の前年度分とし、9月から翌年の3月までの利用にあっては当該利用に係る月の属する年度分とする。
- 市町村民税の均等割とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、所得割とは、同項第2号に規定する所得割をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときには、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。ただし、所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。
- 費用額に係る市町村民税の所得割の額は、当該教育・保育給付認定子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の家計を主に維持する者である扶養義務者(当該扶養義務者の収入で生計が成り立っていると認められる場合に限る。)の市町村民税の所得割の額の合計額をもって、費用額を決定するものとする。
- 前項の額を算定するに当たっては、教育・保育給付認定保護者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻(婚姻の届出をして

いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者である場合は、当該教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、当該教育・保育給付認定保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第295条第1項第2号又は第314条の2第1項若しくは第3項及び第314条の6の規定を適用する。

第6号様式中「(第8条第1項関係)」を「(第10条第1項関係)」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

横須賀市規則第14号

教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月28日

横須賀市長 上 地 克 明

教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則

教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則(平成27年横須賀市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「別表第1の階層区分の区分に応じ、同表の利用者負担額の左欄に掲げる額」を「零」に改め、同条第2号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)」に、「別表第2又は別表第3の階層区分の区分に応じ、同表の利用者負担額に掲げる額」を「零」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(法第23条第4項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下「満3歳未満保育認定子ども」という。)が、特定教育・保育若しくは法第29条第1項若しくは法第30条第1項第1号に規定する特定地域型保育(以下単に「特定地域型保育」という。)を受けた場合又は子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子ども(以下単に「特定満3歳以上保育認定子ども」という。)が、特定教育・保育若しくは特定利用地域型保育を受けた場合 別表に掲げる階層の区分に応じ、同表の利用者負担額(月額)の欄に掲げる額

第3条を次のように改める。

(利用者負担額の特例)

第3条 前条第3号の規定にかかわらず、同号に規定する額が法第27条第3項第1号、第29条第3項第1号並びに第30条第2項第1号、第2号及び第4号に規定する費用の額並びに法附則第6条第1項に規定する保育費用(以下「保育費用等」という。)を超えた場合は、当該保育費用等を利用者負担額とする。

第4条各号列記以外の部分中「第2条」を「第2条第3号」に、「別表第2から別表第4までのD4-2階層及びD5-1階層」を「別表に掲げるD7-1階層」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「0円」を「零」に改める。

第5条を次のように改める。

(利用者負担額の多子減額)

第5条 第2条第3号の規定にかかわらず、複数の小学校就学前子どもがいる世帯において、最年長者である小学校就学前子ども(複数いるときは、そのうちの1人)が次の各号のいずれかに該当する場合であって、2人目以降の子どもが特定満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子どもとして特定教育・保育、特定地域型保育又は特定利用地域型保育(以下「特定教育・保育等」という。)を受けたときの利用者負担額は、2人目の教育・保育給付認定子どもにあって

は別表に掲げる額を2で除して得た額(100円未満の端数は切り捨てる。)とし、3人目以降の教育・保育給付認定子どもにあっては零とする。

- (1) 法第7条第4項に規定する教育・保育施設(以下単に「教育・保育施設」という。)を利用している者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する特別支援学校の幼稚部(以下「特別支援学校幼稚部」という。)に在園している者
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用し、又は児童心理治療施設に通園している者
- (4) 特定地域型保育を利用している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保育に準ずるものを実施することができることと市長が認める者による保育を受けている者

第7条第1項を次のように改める。

特定満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子どもが、特定教育・保育等を月の中途から受け、又は月の中途で終了したときの当該月の利用者負担額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 月の中途から受けた場合 当該月の利用者負担額に、当該月の入所日からの開所日数(当該日数が25を超える場合にあっては、25)を乗じた額を25で除して得た額(100円未満の端数は切り捨てる。)
- (2) 月の中途で終了した場合 当該月の利用者負担額に、当該月の退所日の前日までの開所日数(当該日数が25を超える場合にあっては、25)を乗じた額を25で除して得た額(100円未満の端数は切り捨てる。)

第7条第2項中「、常態的に土曜日を開所している施設に係る同項第1号イ及び第2号イの規定の適用については、これらの規定中「20」とあるのは「25」とし」を削り、「同項第1号ロ及び第2号ロ」を「同項」に、「これらの規定中「25」を「同項各号中「25」に改める。

第8条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第1号中「支給認定子どもが」を「教育・保育給付認定子どもが」に、「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「特定満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2号中「法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「特定満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に改める。

第9条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定保護者に」を「教育・保育給付認定保護者に」に、「当該支給認定保護者」を「当該教育・保育給付認定保護者」に改める。

別表第2から別表第4までを削り、別表第1を次のように改める。

別表(第2条、第4条、第5条関係)

階層区分		利用者負担額 (月額)	
		保 育 標準時間	保 育 短時間
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び里親である教育・保育給付認定保護者	円	円
		0	0
B	A階層を除き、当該年度分の市町村住民税が非課税の世帯	0	0

C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の均等割の課税世帯であって、所得割が非課税の世帯		0	0
D1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	8,700円未満	0	0
D2		8,700円以上 48,600円未満	0	0
D3		48,600円以上 53,000円未満	0	0
D4-1		53,000円以上 57,700円未満	0	0
D4-2		57,700円以上 73,000円未満	0	0
D5-1		73,000円以上 77,101円未満	0	0
D5-2		77,101円以上 97,000円未満	0	0
D6		97,000円以上 115,000円未満	0	0
D7-1		115,000円以上 135,600円未満	35,400	34,900
D7-2		135,600円以上 169,000円未満	35,400	34,900
D8		169,000円以上 229,000円未満	41,400	40,700
D9		229,000円以上 268,000円未満	48,700	47,900
D10		268,000円以上 301,000円未満	53,700	52,900
D11	301,000円以上 322,000円未満	58,700	57,800	
D12	322,000円以上 343,000円未満	60,000	59,100	
D13	343,000円以上	61,500	60,500	

備考

- 1 当該年度分とは、4月から8月までの利用にあっては当該利用に係る月の属する年度の前年度分とし、9月から翌年の3月までの利用にあっては当該利用に係る月の属する年度分とする。
- 2 市町村民税の均等割とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、所得割とは、同項第2号に規定する所得割をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときには、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。ただし、所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。
- 3 利用者負担額に係る市町村民税の所得割の額は、当該教育・保育給付認定子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の家計を主に維持する者である扶養義務者（当該扶養義務者の収入で生計が成り立っていると認められる場合に限る。）の市町村民税の所得割の額の合計額をもって、利用者負担額を決定するものとする。

- 4 前項の額を算定するに当たっては、教育・保育給付認定保護者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者である場合は、当該教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、当該教育・保育給付認定保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第295条第1項第2号又は第314条の2第1項若しくは第3項及び第314条の6の規定を適用する。
- 5 保育標準時間とは、法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）に区分された場合をいう。
- 6 保育短時間とは、法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）に区分された場合をいう。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

横須賀市規則第15号

福祉援護センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月28日

横須賀市長 上 地 克 明

福祉援護センター条例施行規則の一部を改正する規則

福祉援護センター条例施行規則（平成23年横須賀市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「50人」を「20人」に改める。

第5条ただし書中「ただし」の次に「、条例第9条第1号アに規定する者のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護の利用者が使用する場合において」を加え、「使用期間」を「、使用期間」に改める。

第7条及び第8条を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

横須賀市規則第16号

市立幼稚園の保育料に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和元年6月28日

横須賀市長 上 地 克 明

市立幼稚園の保育料に関する規則を廃止する規則

市立幼稚園の保育料に関する規則（平成28年横須賀市規則第85号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第41号



令和元年度横須賀市一般会計補正予算(第1号)は、6月25日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和元年6月28日

横須賀市長 上 地 克 明

令和元年度横須賀市一般会計補正予算(第1号)

令和元年度横須賀市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ393,690千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166,963,690千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		28,374,025	225,433	28,599,458
	1 国庫負担金	18,912,877	△18,327	18,894,550
	2 国庫補助金	9,324,289	243,760	9,568,049
17 県支出金		8,568,579	42,327	8,610,906
	1 県負担金	5,906,703	△9,164	5,897,539
	2 県補助金	1,754,906	51,491	1,806,397
21 繰越金		300,000	37,030	337,030
	1 繰越金	300,000	37,030	337,030
22 諸収入		8,206,505	2,500	8,209,005
	5 雑入	3,738,624	2,500	3,741,124
23 市債		23,797,700	86,400	23,884,100
	1 市債	23,797,700	86,400	23,884,100
歳入合計		166,570,000	393,690	166,963,690

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		15,686,847	2,500	15,689,347
	1 総務管理費	12,628,247	2,500	12,630,747
3 民生費		60,289,408	139,241	60,428,649
	1 社会福祉費	28,312,926	2,994	28,315,920
	2 児童福祉費	21,988,860	136,247	22,125,107
4 衛生費		7,172,514	50,600	7,223,114
	1 保険衛生費	7,172,514	50,600	7,223,114
8 商工費		3,762,483	55,663	3,818,146
	1 商工費	3,762,483	55,663	3,818,146
9 土木費		18,153,941	145,686	18,299,627
	4 港湾費	1,456,946	102,886	1,559,832
	5 都市計画費	10,237,005	42,800	10,279,805
歳出合計		166,570,000	393,690	166,963,690

第2表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起債の目的	区 分	限 度 額
児童福祉施設整備事業費	補正前	91,400
	補正後	105,500
港湾施設整備事業費	補正前	386,000
	補正後	437,400
公園整備事業費	補正前	3,038,500
	補正後	3,059,400